

監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、奈良県知事等から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成25年11月19日

奈良県監査委員	廣	野	隆	信
同	岸		秀	隆
同	神	田	加	津代
同	大	国	正	博

平成24監査年度 第2回分

ア 本庁

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
農 林 部 畜産課	平成24年 12月14日	<p>手数料の徴収について</p> <p>畜産技術センターみつえ高原牧場における家畜人工授精施術料の徴収において、「奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例」及び「奈良県収入証紙条例施行規則」に基づき、畜産農家に出向き施術を実施するときに証紙で収納すべきところ、現金で徴収し後日職員が収入証紙を購入し申請書に貼付していることが認められた。</p> <p>奈良県収入証紙条例施行規則に則った徴収事務が行われるべきである。</p> <p>業務の実態や手数料条例の規定を鑑みて、手数料徴収のあり方についてさまざまな視点から検討されることが望まれる。 (意見)</p>	<p>家畜人工授精施術に係る手数料の徴収については、業務の実態及び手数料条例の規定に照らし、畜産農家のより一層の利便を図るため、会計局との協議、規則改正等の手続きを進め、平成25年4月から現金による徴収を行っている。</p>

イ 出先機関

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
知 事 公 室 東京事務所	12月14日	<p>重要物品にかかる財産調書について</p> <p>重要物品にかかる会計管理者への報告について、金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>財産調書の金額の誤りについては、平成24年度末における報告の際に、修正した。</p> <p>また、今後は、このようなことの無いように、チェックの強化を図り、適正な事務の徹底に努める。</p>
消防学校	12月14日	<p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品として会計管理者に報告していた「油圧救助装置」については、現物がなく備品管理簿にも登録していなかった。</p> <p>重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)</p>	<p>消防救急課が管理する「油圧救助装置」が、所属別重要物品集計表において消防学校に登録されていた。</p> <p>奈良県会計規則第42条第1項に基づき3月31日現在の財産調書を4月30日までに提出することにより修正を行った。</p>
総 務 部 桜井県税事務所	11月6日	<p>法人事業税の修正申告にかかる重加算金について</p> <p>法人事業税にかかる修正申告において、地方税法第72条の47の規定に基づき徴収すべき重加算金が課されていないものが認められた。すみやかに処理するとともに、今後は、徴収漏れの無いよう、内部統制の重要性を認識のうえチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>法人の修正申告に伴い徴収すべき法人事業税の重加算金が課されていないものが認められたことについては、すみやかに重加算金の決定決議を行い、納税義務者に面談のうえ説明し、ご理解をいただき、直ちに納付いただいた。</p>

			<p>今後は、修正申告のあった法人について予めリストを作成しておき、このリストと国税が重加算税を決定したデータを複数の者でチェックすることにより、処理漏れの発生を確実に防止する体制とし、適正な事務処理に努める。</p>
自動車税事務所	12月20日	<p>立替払いについて  セミナー参加費の支出において、職員が立替払いしているものが認められた。地方自治法及び同施行令並びに奈良県会計規則では、立替払いの規定がなく、法令及び規則に違反した支出である。  今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な支出事務に努めるべきである。  (指摘事項)</p> <p>釣り銭にかかる貸付金の事務処理について  税徴収時の釣り銭にかかる貸付金について、資金前渡により支出処理されていた。貸付金は、奈良県会計規則第28条第2項に定める資金前渡可能な経費に含まれていない。  今後、貸付金の執行にあたっては、奈良県会計規則に基づき、適正な事務の執行に努めるべきである。  (注意事項)</p>	<p>職員が公務のために旅行する際、旅行以外に必要な経費がある場合は、あらかじめ、当該職員から会計担当職員に報告させるとともに、関係書類を回覧することを徹底した。  今後は、地方自治法等の関係法令・規則に基づき、適正な支出事務に努める。</p> <p>平成24年度においては、資金前渡による支出処理は行っていない。また、通帳も貸付金専用の口座を開設した。  今後は、奈良県会計規則に基づき適正な事務の執行に努める。</p>
地域振興部 文化会館	12月14日	<p>行政財産使用許可の使用料について  行政財産使用許可の使用料において変更許可に伴う追加徴収額の算出を誤ったため使用料の過徴収が認められたこのことは、使用許可時におけるチェックが不十分であったことによるものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。  (注意事項)</p>	<p>過徴収となった使用料については、行政財産の使用者と協議し、適切に処理を行った。  今後は、行政財産使用料の算出を誤らぬよう、複数の職員によるチェック体制を整備し、適切な事務処理に努める。</p>
健康福祉部 中和福祉事務所	12月14日	<p>生活保護費返還金の未収金について  生活保護費返還金において未収金の増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、今後も一層、収納の促進に努められたい。  (指摘事項)</p>	<p>返納金発生を未然に防止するための取り組みとして、従前より夏季及び歳末時において、収入申告義務に関する啓発文書の全戸配付を実施しているが、さらに平成24年9月からは担当ケースワーカーより「生活保護法第61条に基づく収入申告について(確認)」と題する書面に基づき、収入申告義務について個別に説明</p>

			<p>し、当該者の署名、押印を得たうえで書面を徴取することにより、被保護世帯の収入申告義務について、さらなる周知徹底を図っている。</p> <p>なお、返納義務者に対しては、引き続き世帯の生活状況の把握を行い、督促状等の送付や電話による催告、訪問による納入指導等を実施し、未収金回収に努めていく。</p>
吉野福祉事務所	12月14日	<p>生活保護費返還金の未収金について 生活保護費返還金において未収金の増加が認められた。電話、訪問等により未収金の回収に努められているが、今後も一層、収納の促進に努められたい。 (注意事項)</p> <p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>生活保護費返還金の滞納者については、「生活保護返納金の事務処理及び債権管理マニュアル」に基づき電話連絡や訪問により滞納理由や生活状況に関して債務者本人及び関係者から事情聴取を行い、債務者それぞれの生活状況に応じた弁済計画を立てさせ確実な支払いを求めているところである。</p> <p>今後も催告等を強化し、より一層の収納の促進に努める。</p> <p>重要物品の金額の報告誤りについては、すみやかに会計管理者に修正報告を行い、今後は、会計報告書類に関して、複数者による精査、確認等チェック体制を充実させ、適正な事務処理に努める。</p>
筒井寮	12月14日	<p>プロパンガス代の支払い年度誤りにについて 前年度に引き続き、新年度予算で支払うべき年度をまたがるプロパンガス代金が、旧年度予算で支払われていた。 今後は、支出事務の執行にあたっては関係法令等に基づき適正に執行するとともに、決裁過程におけるチェック体制の整備に努めるべきである。 (指摘事項)</p> <p>現金出納簿について 入所児童にかかる校外学習費等において、資金前渡による手続きを行っていたが、資金前渡職員が備え、現金の受払を記帳する現金出納簿が作成されていなかった。</p>	<p>今後は、会計規則を遵守し、適正な年度において支払う。</p> <p>なお、決裁過程においてもチェック体制の強化に努める。</p> <p>今後は会計規則に基づき、現金出納簿を作成し、適正な事務処理に努める。</p>

		<p>今後は、奈良県会計規則に基づき、資金前渡を受けた職員は現金出納簿に必要な事項を適正に記載するべきである。 (注意事項)</p>	
こども・女性局			
中央こども家庭相談センター	12月14日	<p>重要物品の管理について 厨房用備品の重要物品について、備品管理簿への記載誤りが認められた。すみやかに是正するとともに、今後、奈良県会計規則に基づき、備品管理簿への記載を適正に行うべきである。 (注意事項)</p>	<p>重要物品でない備品を重要物品として記載した誤りについては、既に訂正の処理を行った。 今後の備品管理においては会計規則に基づき適正に記載し、管理を行う。</p>
高田こども家庭相談センター	12月14日	<p>電気料金の支出等について 電気料金の支出において、資金前渡すべき日を誤ったことにより口座引き落としが出来ず遅収加算金が課されていた。また、遅収加算金の事務処理において不適正なものが認められた。このことは、支払い時におけるチェックが不十分であったこと等によるものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図るとともに、適正な事務処理に努められたい。 (指摘事項)</p>	<p>電気料金等の毎月の定期的な公共料金の支出については、口座引き落とし不能とならないように、事務所内のカレンダーに資金前渡の予定をマークし、定例支出日を所属で共有認識できるように表示し、支払時におけるチェック体制を複数人で行う等の整備を図る。</p>
精華学院	12月14日	<p>支出科目について 介護保険・社会福祉事業者総合保険にかかる保険料及び講座開催にかかる講師謝金等において、誤った支出科目による支出が認められた。 今後は適正な科目で支出すべきである。 (注意事項)</p>	<p>今後は、支払い事務においては、内部のチェックを徹底し、適正な科目で支出するよう適正な会計処理に努める。</p>
医療政策部			
郡山保健所	12月14日	<p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (注意事項)</p>	<p>すみやかに是正を行うとともに、複数の者によるチェック体制の充実に努める。</p>
吉野保健所	12月14日	<p>重要物品の管理について 重要物品にかかる管理について、会計管理者への報告、備品管理簿への記載、及び現物の有無について、不整合が生じている事例が複数認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなどのチェック体制の整備に努めるべきである。 (指摘事項)</p>	<p>会計管理者への報告誤りについては、奈良県会計規則第42条第1項の規定に基づき、平成24年度調書の報告時に合わせて訂正した。 また、備品管理簿への記載を平成24年12月17日付けで実施し、是正した。 今後は、現物の確認に十分留意するとともに、奈良県会計規則を遵守し、担当者・副担当者を設けるなど複数人体制により適正に管理する。</p>
精神保健福祉	12月14日	<p>重要物品にかかる財産調書について</p>	

センター		重要物品にかかる会計管理者への報告について、金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。(注意事項)	財産調書の金額を修正するとともに、今後は会計規則どおり、適正に処理する。
薬事研究センター	12月14日	重要物品にかかる財産調書について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の整備に努めるべきである。(注意事項)	すみやかに是正するとともに、今後は複数の者により確認するなど、チェック体制を整備し、適正な事務処理に努めたい。
くらし創造部 野外活動センター	12月14日	支出科目について 駐車場整理業務において、誤った支出科目による支出が認められた。 今後は、適正な科目で支出されたい。(注意事項) 重要物品にかかる財産調書について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。(注意事項)	今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な科目で執行する。  財産調書の誤りについては、すみやかに会計管理者に修正報告を行った。 今後は、重要物品等の管理については、複数の者による確認を徹底するとともに、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に処理するよう努める。
橿原公苑	12月14日	保守点検業務の委託契約について 吸収式冷温水機保守点検業務及び調光装置等保守点検業務委託について、奈良県契約規則で定める額を超えて随意契約を締結していた。 今後は、奈良県契約規則に基づき適正な事務の執行に努めるべきである。(注意事項) 重要物品にかかる財産調書について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、廃棄済みであるにもかかわらず現存するものとして報告している事例と金額の記載誤りが認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)	委託業務の発注にあたっては、奈良県契約規則に基づき執行することとし、適正な事務執行に努める。  重要物品にかかる会計管理者への報告、金額の記載誤りについては、すみやかに是正した。 今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正な事務執行に努める。
食品衛生検査所	12月14日	重要物品の管理について 重要物品である備品1件について、会計管理者に報告していなかった。 また、重要物品として会計管理者に報告していた「BSE検査機器一式」について、当該機器一式を構成する各物品を確認することができず、備品管理簿の登載内容と一致していなかつ	会計管理者に報告していなかった重要物品である備品1件については、会計局に報告した。 同時に、「BSE検査機器一式」については、当該機器一式を構成する各物品を

		<p>た。</p> <p>重要物品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>備品管理簿において確認できるようにしたうえ、備品管理簿の登載内容と一致するよう重要物品にかかる会計管理者への修正報告を行った。</p> <p>今後、重要物品の管理については、複数の者による確認を徹底するとともに、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行う。</p>
<p>景観・環境局</p> <p>景観・環境総合センター</p>	12月14日	<p>指名競争入札のあり方について</p> <p>電子計算機器等の借入れにかかる指名競争入札について、不適正な事例が認められた。</p> <p>これは、指名競争入札である旨を明記して各業者に通知を行いながら、実際には入札・開札を行わず、見積書の提出を郵送で依頼するにとどまっていたものである。奈良県契約規則では、指名競争入札を見積競争として行うことは想定していないので、今後は適正な手続きをとるべきである。(指摘事項)</p>	<p>今後は、奈良県契約規則に基づき、適正な処理を行う。</p>
<p>産業・雇用振興部</p> <p>高等技術専門学校</p>	12月14日	<p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品にかかる管理について、会計管理者への報告もれ及び備品管理簿への記載の不備など不整合が生じている事例が複数認められた。すみやかに是正するとともに、今後、重要物品の報告及び備品管理簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>重要物品にかかる管理について、会計管理者への報告もれ及び備品管理簿への記載の不備などは是正する。</p> <p>今後、会計管理者への報告及び備品管理簿への記載にあたっては、不備や不整合が生じないように、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行う。</p>
<p>農 林 部</p> <p>北部農林振興事務所</p>	12月20日	<p>重要物品にかかる財産調書について</p> <p>重要物品として保有している公用車のうち3台について、会計管理者へ提出している財産調書記載金額が備品管理簿登載金額と一致しないことが認められた。適正に処理するとともに、今後、複数の者により確認するなどチェック体制の充実に努めるべきである。(注意事項)</p> <p>農地造成地における陥没復旧工事について</p> <p>農地造成地において暗渠排水管の破損に伴う陥没事故が発生し復旧工事を行っているが、当該工事については暗渠排水管設置時の事前調査・設計、暗渠排水管設置後の残土搬入時等の対応状況によっては回避することが出来た可能性が思料される。</p>	<p>財産調書の金額の不一致については、該当する物品の保管転換調書に基づき調書の修正を行った。今後、物品調書の作成にあたっては、該当物品に関する資料を添付し、総務担当の職員及び管理職によりチェックを行う。</p> <p>暗渠排水管の設計については、管径や埋設箇所の土被りなどを考慮し、現場条件に適した材質や管種を選択する必要がある、当現場においても、これに基づきポリコルゲート管を使用し</p>

		<p>農地造成工事等により整備された農地は、換地完了後地権者に引き継がれることから、暗渠排水管等の不可視部分の工事については、特に慎重な調査・設計・施工に努められたい。</p> <p>(意見)</p>	<p>ている。</p> <p>施工については、設計により定められた敷設基盤面の確保や良質な埋め戻し土を使用すること、堅実な締め固めを行うこと、管の継ぎ手部の確実な処置を行うことなどが重要であるが、当現場では暗渠排水管の施工後、掘削残土を搬入する計画であったことから、排水管敷設時及び残土搬入時により十分な指示・現場確認を行う必要があったと思われる。今後も、事前に現場を十分調査し、その内容を反映した設計を行うことは勿論であるが、施工管理において、確実な敷設が行われているか、業者への指導も含め監督確認を徹底し、より慎重な調査・設計・施工に努めたい。</p>
南部農林振興事務所	11月14日	<p>重要物品にかかる財産調書について</p> <p>重要物品として保有している公用車のうち5台について、会計管理者へ提出している財産調書記載金額が備品管理簿記載金額と一致しないことが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後、複数の者により確認するなどチェック体制の充実に努めるべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>注意事項については、平成24年4月に修正報告を行った。</p> <p>今後、「担当者→総務企画係長→総務企画課長」ラインでの複数の者による確認等チェック体制の充実に努め、適正に処理を行う。</p>
畜産技術センター	12月14日	<p>手数料の徴収について</p> <p>畜産技術センターみつえ高原牧場における家畜人工授精施術料の徴収において、「奈良県畜産技術センター及び奈良県家畜保健衛生所手数料条例」及び「奈良県収入証紙条例施行規則」に基づき、畜産農家に出向き施術を実施するときに証紙で収納すべきところ、現金で徴収した後職員が収入証紙を購入し申請書に貼付していることが認められた。奈良県収入証紙条例施行規則に則った徴収事務を行うべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>家畜人工授精施術に係る手数料の徴収については、業務の実態及び手数料条例の規定に照らし、畜産農家のより一層の利便を図るため、畜産課において会計局との協議、規則改正等の手続きを進め、平成25年4月から現金による徴収を行っている。</p>
県土マネジメント部 奈良土木事務所	11月19日	<p>支出にかかる事務処理について</p> <p>前年度に引き続き、物品購入代金の支出手続において事務処理を誤り、二重払いしていた事例が認められた。業者からの連絡で誤りが判明し、戻入処理が行われたが、これは担当者による債務確認が不十分であったことによる</p>	<p>工務課で発注した原材料については、原材料物品発注票で管理課に引継を行い、発注、納品、支払い等各段階で原材料物品発注票とチェックを行い、債務確認を</p>



ものである。

今後このようなことが起こらないよう債務確認を徹底し、適切な事務処理に努められたい。(指摘事項)

雪寒対策業務にかかる委託料の算定について

前年度に引き続き、雪寒対策業務にかかる委託料の算定において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。(指摘事項)

重要物品の管理について

重要物品にかかる会計管理者への報告について、廃棄されているのものにもかかわらず現存するものとして報告した事例、取得金額を誤って報告した事例、及び分類が誤っていた事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)

舗装補修工事について

緊急維持業務として行う舗装補修工事は、緊急を要し通常の請負契約では対処できない工事が対象であり、事務処理について規定した土木部長通知では、指示する工事一件当たりの限度額は「概ね20万円」とされ、契約の様式書にも明記されているが、一部の契約において、指示案件すべてが大幅に超過した金額となっていた。

緊急維持業務の工事は、即時性かつ小規模性のある工事を目的とした単価契約であることから、今後は関係通知に基づき適切な運用に努めるべきである。(意見)

工事請負における契約事務について

工事請負契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく特命随意契約を行っているもののうち、設計金額は諸経費調整され影響はないものの、一体的な発注がより妥当性があると考えられるものについて、分割発注している案件が認められた。

随意契約を行うにあたっては、事前に十分な調査・検討を行い、慎重かつ適切な対応に努められたい。

(意見)

徹底するよう改善した。

過払い分については当該業者に対して返還させる手続きを行った。今後は、雪寒対策業務にかかる委託料の算定にあたっては、作業報告書の記載内容を十分に確認するとともに、複数でチェックを行うなどチェック体制の強化に努める。

廃棄された重要物品については会計管理者へ報告し、誤って報告した取得金額及び分類を訂正するとともに、今後、奈良県会計規則及び関係通知について改めて職員間で周知徹底し、重要物品については会計管理者へ適正に報告を行うようにする。

今後は、緊急維持業務の趣旨に照らし、担当者が概算数量、概算金額を記入した指示書の作成を行い、担当係長及び担当課長が十分な確認を行うなど、適切な運用に努める。

今後は、緊急及び応急工事等の随意契約を行うに当たり、事前に現場条件、状況を十分に調査・検討を行い、慎重かつ適切に対応することに努める。

		<p>内部統制について</p> <p>今回の監査において、収入・支出事務、物品管理事務等について不適正な事務処理が複数認められるとともに、工事契約において、随意契約の締結等に慎重を要するものが見受けられた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等の遵守及びチェック体制の強化など実効性のある内部統制の整備に努められたい。</p> <p>また、契約事務については県民に対する説明責任が十分果たせるよう一層留意して取り組まれたい。（意見）</p>	<p>業務執行の適正化については、毎週1回開催の課長会議や毎月1回開催の係長会議等を通じて、注意喚起、周知徹底を図り、また、事業執行については、指名審査会、事業調整会議や懸案事項会議の場において、関係法令等の遵守、県民への説明責任等の観点からより慎重にチェックするなど、内部統制の強化に努める。</p> <p>特に、今年度は、文書及び公印管理の適正化について職員の認識不足や知識不足が明らかとなる事案が発生したことから、文書事務の流れや起案・決裁の重要性など基本的な事項から改めて全職員に周知するとともに、公印照合を確実にするための仕組みをつくるなどチェック体制の強化を図った。</p>
郡山土木事務所	12月20日	<p>雪寒対策にかかる業務委託について</p> <p>前年度に引き続き、雪寒対策にかかる業務委託において事務処理を誤ったため、契約書の不備、委託料の算定誤りが認められた。契約事務を適正に行うとともに、委託料の算定誤りを適正に処理し、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を強化すべきである。（指摘事項）</p> <p>支出科目について</p> <p>防災危機管理システム・スピーカー増設工事等において、誤った支出科目による支出が認められた。今後は、適正な科目で支出すべきである。（注意事項）</p> <p>道路維持修繕工事について</p> <p>緊急維持業務で行う道路維持修繕工事は、単価契約を締結し支出額を積算しているが、積算を誤ったため支払不足となっているものが認められた。今後は、慎重かつ適正な事務の執行及びチェック体制の充実に努められたい。（注意事項）</p>	<p>委託料の算定誤りによる過払い金については、事務処理を行い、業者から返納された。契約書の不備については、単価表に消費税の取扱いを明記するとともに契約日の記入漏れも含め確認を徹底する。</p> <p>今後は、算定誤りが起こらないよう複数で検算するなどチェック体制を強化する。</p> <p>支出科目の適正化について全所員に徹底したほか、従来の担当者から庶務工事係長への決裁ラインを、係員全員の決裁後係長決裁を行うよう改め、チェック体制の強化を図った。</p> <p>支出額の積算にあたっては、誤りが起こらないよう全所員に注意喚起をしたほか、複数での検算を徹底するなどチェック体制の強化を図った。</p>

		<p>重要物品にかかる財産調書について  重要物品にかかる会計管理者への報告について、金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>内部統制について  今回の監査において、支出科目、業務委託及び重要物品の管理等について不適正な事務処理が多々認められた。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (意見)</p>	<p>会計管理者へは、年度末の「重要物品の報告」において修正報告を行った。今後、同様の誤りがないよう課内で徹底したほか、従来の担当者から係長への決裁ラインを、係員全員の決裁後係長決裁を行うよう改めた。</p> <p>事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、入札事故防止のため入札に関する事故防止対策を作成したほか、「設計書チェックシート」を作成し、決裁者各人の役割の明確化を図るなど、各決裁段階におけるチェック体制の強化に努める。</p>
高田土木事務所	1 2 月 1 8 日	<p>納入通知書の納期限について  河川占用料、道路占用料及び行政財産使用料にかかる納入通知書について、納期限が不適正なものが散見された。奈良県会計規則では、納入通知書に記載すべき納期限は、法令又は契約に定めのある場合を除き、当該納入通知書を発する日から20日以内において定めるものとなっている。  今後は、奈良県会計規則に基づき適正な事務処理に努めるべきである。 (注意事項)</p> <p>重要物品の管理について  重要物品である備品の一部について、備品管理簿の不備が認められた。また、財産調書とも金額等の不整合がみられた。すみやかに是正するとともに、今後は、適切に管理すべきである。 (注意事項)</p> <p>舗装補修工事について  緊急維持業務として行う舗装補修工事は、緊急を要し通常の請負契約では対応できない工事が対象であり、事務処理について規定した土木部長通知では、指示する工事一件当たりの限度額は「概ね20万円」としている。しかしながら、連続する道路区間を分割して取り扱い、総額で限度額を大幅に超える工事となっているものが認められた。  緊急維持業務の工事は、即時性かつ小規模性のある工事を目的とした単価契約であることから、今後は関係通知</p>	<p>平成24年度より納入通知書の納期限を、奈良県会計規則に則り、当該納入通知書を発する日から20日以内において定めている。</p> <p>備品管理簿の台帳記載内容を見直し、是正を行った。それに併せて、財産調書とも整合性を図った。</p> <p>緊急維持業務で補修する場合は、限度額「概ね20万円」を目標に即時性かつ小規模な箇所限定を行い、それ以外の補修箇所については、緊急性を考えて、別途契約を行うようにする。</p>

		<p>に基づき適切な運用に努めるべきである。 (意見)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、収入・支出事務、物品管理事務等について不適正な事務処理が多々認められた。 事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに決裁過程におけるチェック体制を強化するなど、実効性のある内部統制を整備し厳正に対処されたい。 (意見)</p>	<p>収入・支出事務及び物品管理事務等について、起案の際、関係法令や規則等コピーを添付するなどし、各決裁課程において、複数職員によるチェック体制の強化を図るなど、不適正な処理をなくすよう努める。</p>
<p>桜井土木事務所</p>	<p>11月6日</p>	<p>舗装補修工事について 緊急維持業務で行う舗装補修工事は、単価契約を締結し支出額を積算しているが、契約単価を誤って算出しているものが認められた。 今後は、慎重かつ適正な事務の執行及びチェック体制の充実に努められたい。 (注意事項)</p> <p>重要物品の管理について 重要物品について会計管理者への報告が漏れていた事例、また、取得金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (注意事項)</p> <p>電線共同溝事業における瑕疵について 電線共同溝工事において、請負業者の瑕疵による施工不良が認められた。施工不良工事については修補及び損害賠償請求を行っていくとのことであるが、請負業者への指導はもとより、今後の再発防止に向け、特に不可視部分の施工状況確認等については徹底した施工監理を行うよう的確な対応に取り組まされたい。 (注意事項)</p> <p>内部統制について 今回の監査において、支出事務、物品管理事務、工事の施工管理等について不適正な案件が散見された。 事務の執行等にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。 (意見)</p>	<p>契約単価の違算については、設計単価に請負率を掛けるべきところを掛け忘れていたことによるものである。今後は算定誤りがおこらないよう十分注意するとともに、担当・係長による確認の後、課長による検算を行うなどチェック体制の強化に努める。</p> <p>重要物品の報告漏れ等については、すみやかに是正を行い、今後は報告の漏れや誤りのないよう、備品管理簿の確認を十分行い、適正な報告を行う。</p> <p>当工事は夜間工事で、施工者からの打合せ・協議が徹底していなかったことによるものである。 今後は施工不良が起らないよう打合せ・協議を徹底するとともに、必要に応じて段階確認を行うなど施工管理の強化に努める。</p> <p>支出事務及び物品管理事務については、係内での相互確認、係長、課長の確認及び検算など複数職員によるチェック体制の強化により、不適正な処理をなくすよう努める。 また、工事の施工管理については、施工業者との打合せ、協議を徹底させ、施工段階に応じて施工状況の確認を行うことで施工不良</p>

<p>宇陀土木事務所</p>	<p>11月21日</p>	<p>河川占用料の算定について  前年度に引き続き、河川占用料の算定において事務処理を誤ったため、1件の調定不足が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。  (指摘事項)</p> <p>設計変更に関する取り扱いについて  工事の設計変更においては、原則的に発注者と請負者が立会いにより事象を確認した後、「指示書」による指示を行ったうえで、双方が変更内容について合意した証として「設計変更協議書」を取り交わすこととなっている。しかしながら、この「指示書」を請負者に渡さず、また「設計変更協議書」も取り交わしていない案件が認められた。  今後は、関係通知に基づき適正な手続きを行われたい。(注意事項)</p> <p>工事請負における契約事務について  工事請負契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく特命随意契約を行っているもののうち、設計金額は諸経費調整され影響はないものの、一体的な発注がより妥当性があると考えられるものについて、分割発注している案件が認められた。随意契約を行うにあたっては、事前に十分な調査・検討を行い、慎重かつ適切な対応に努められたい。  (意見)</p> <p>内部統制について  今回の監査において、収入・支出事務、契約事務等について不適正な事務処理が散見された。  事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。(意見)</p>	<p>工事の再発防止に努める。</p> <p>河川占用料の算定誤りによる調定不足については、平成25年3月8日付けで調定を行い、平成25年3月22日に収納した。  平成24年度から数量や占用期間の入力により占用料が自動計算される占用料算定シートを添付しているが、今後はそれに加えて占用料の算定根拠となる資料を添付し、決裁時に複数で検算するなどチェック体制を強化する。</p> <p>設計変更の手続きの徹底については、平成24年8月17日付けで技第134号技術管理課長通知の遵守を周知した。  また、平成24年9月3日宇陀土木事務所において、説明会が開催され、変更処理についてルール遵守の徹底を指示されたところであり、その改善策として複数職員によるチェック体制の強化を行い、変更事務の適正化を図っているところである。</p> <p>当該箇所は、平成23年の台風12号による被災箇所であり、仮復旧工事を緊急維持業者に発注を行ったものであるが、現場斜面が何度も崩壊し、その都度対応した特異な現場状況ではあったが、全体としては一体的な工事となることから、今後は事前に十分な調査・検討を行い、慎重かつ適切な対応に努めてまいりたい。</p> <p>事務の執行については、関係法令、会計規則、契約規則及び文書事務関係規程等を再確認することとした。  また、決裁時の書類に積算資料等の添付を義務づけ、複数職員によるチェックの徹底を図った。</p>
----------------	---------------	--	---

吉野土木事務所	11月14日	<p>随意契約の締結について          随意契約の締結について、本来競争入札に付することができると思われる業務を、1者との間で随意契約とした事例が認められた。地方公共団体の契約は一般競争入札によることが原則であり、随意契約は限定的とされていることから、今後は、競争性・透明性・公平性を確保する観点から、入札による業者決定に努めるべきである。          (注意事項)</p> <p>設計変更に関する取り扱いについて          工事における設計変更事務手続きについて設計変更伺書による決裁等は行われていたが、請負業者との「設計変更協議書」が取り交わされていない設計変更が認められた。          今後は、「土木事業の設計変更に関する取り扱いについて」の規定に基づき適正に契約変更を行うべきである。          (注意事項)</p> <p>契約期間（期限）の変更について          契約変更については、その理由や履行期間（期限）が妥当なものであり説明責任を果たせるものでなければならないが、今回の調査で、それらについて十分ではないと認められる事例があった。          今後、契約変更にあたっては、必要性等を慎重に検討し、それらが明確なものとなるよう努められたい。          (意見)</p> <p>内部統制について          今回の監査において、随意契約の締結、工事における設計変更事務等に不適正な事務処理が散見された。事務の執行にあたっては、関係法令や規則等に基づいて処理するとともに、決裁過程におけるチェック体制を整備するなど、内部統制の充実に努められたい。          (意見)</p>	<p>随意契約を行う場合は、事前にその理由を十分に精査し、入札可能と判断できる業務については、入札による業者決定とするよう適正に事務手続きを行う。</p> <p>設計変更の事務処理については、土木部長通知に基づき、受注者と「設計変更協議書」を取り交わす等適正に事務手続きを行う。</p> <p>履行期間（期限）を変更するにあたっては、その理由を十分に精査し、適正に設定するよう努める。</p>
五條土木事務所	11月14日	<p>道路占用料の算定について          道路占用料の算定において、事務処理を誤ったため2件の過徴収が認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。          (注意事項)</p> <p>道路維持修繕工事について          緊急維持業務で行う道路維持修繕工事は、単価契約を締結し支出額を積算しているが、契約単価を算出するための請負率の取扱いに誤りがあるものが</p>	<p>起案当初の施行予定日と実際の施行日が違ったため過徴収となったものについては、平成25年4月に返金した。今後、このようなことがないようにチェック体制の強化に努める。</p> <p>今後、関係通知の周知徹底を図るとともに、関係書類を決裁時に参考資料として添付しチェックの強化に</p>

		認められた。今後は関係通知に基づき、慎重かつ適正な事務の執行及びチェック体制の充実に努められたい。 (意見) 工事請負における契約事務について 工事請負契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づく特命随意契約を行っているものうち、設計金額は諸経費調整され影響はないものの、一体的な発注がより妥当性があると考えられるものについて、分割発注している案件が認められた。随意契約を行うにあたっては、事前に十分な調査・検討を行い、慎重かつ適切な対応に努められたい。 (意見)	努める。  地方自治法施行令第167条の2第1項第5号(緊急の必要により競争入札に付することができないとき)による工事案件のうち分割発注による工事契約については、今後、所属内でのチェックをさらに強化し、適正な手続きの執行に努める。
まちづくり推進局 新公会堂	12月14日	新公会堂使用料について 新公会堂使用料の算定において、前年度に引き続き事務処理を誤り、過徴収となっているものが認められた。適正に処理するとともに、今後の事務処理にあたっては誤りが起こらないようチェック体制を整備すべきである。 (指摘事項) 重要物品にかかる財産調書について 重要物品について、会計管理者への報告漏れが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)	新公会堂使用料の過徴収については、被許可者に対し返還した。今後、使用料の算定にあたっては、複数の者で書類の審査・確認を行うよう内部チェック体制を強化する。  報告漏れの重要物品については、会計管理者に速やかに報告を行うとともに、今後は、奈良県会計規則に基づき、重要物品の適正な管理に努める。
教育委員会 社会教育センター	12月14日	重要物品にかかる財産調書について 重要物品について、会計管理者への報告漏れが認められた。 今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)	財産調書に記載されていない重要な重要物品については、財産調書を作成し会計管理者に報告を行った。 今後は、重要物品等の管理については、複数の者による確認を徹底するとともに、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に処理するように努める。
教育研究所	12月14日	重要物品の管理について 重要物品として保有している備品について、金額を誤って会計管理者に報告した事例、及び備品管理簿の整理漏れが認められた。 すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。(指摘事項)	会計管理者への報告誤り及び備品管理簿の整理不備については、会計管理者へ訂正の報告をするとともに、備品管理簿の記載の訂正を行った。 今後は、重要物品等の管理については、複数の者による確認を徹底するとともに、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に処

			理するように努める。
奈良朱雀高等学校	12月14日	<p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品にかかる管理について、会計管理者への報告誤り及び備品管理簿への記載誤りなど不整合が生じている事例が24件認められた。すみやかに是正するとともに、今後、重要物品の報告及び備品管理簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。(指摘事項)</p>	<p>重要物品については、施設内に保管されている物品全てにおいてその保管場所を明確に記録するとともに当該物品の写真撮影を行い、備品管理簿の記載状況について記載誤りを訂正し、会計管理者への報告誤りについても当該物品について修正報告を行う。</p> <p>今後このようなことの無い様チェック体制の充実に努め、適正な管理に努める。</p>
山辺高等学校	12月14日	<p>公有財産の管理について</p> <p>工作物の取得に伴う公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳への登録が漏れているものが認められた。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。(注意事項)</p>	<p>指摘をうけた工作物については、すみやかに公有財産異動報告書を総務部長に提出し、公有財産台帳への登録を完了した。</p> <p>今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知を遵守し、適正な事務の執行に努める。</p>
大和中央高等学校	12月14日	<p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品について、会計管理者への報告が漏れていた事例、また、廃棄済みであるにもかかわらず、現存するものとして備品管理簿に記載されていた事例が認められた。</p> <p>今後、重要物品の報告及び管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>今回の重要物品の指摘について、会計管理者へは報告済みであり、また現存しないものについては廃棄手続きを取り、備品管理簿を整理した。</p> <p>今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、重要物品の適正な報告、管理に努める。</p>
西和清陵高等学校	12月14日	<p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品の一部について、廃棄済みであるにもかかわらず現存するものとして、備品管理簿に記載している事例が認められた。</p> <p>今後、重要物品の報告及び備品管理簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(指摘事項)</p>	<p>今回の監査で指摘のあった重要物品については、平成23年度に備品管理簿への廃棄の記載及び平成24年4月に重要物品から削除の報告を行った。</p> <p>今後は、奈良県会計規則を遵守し、適正に事務処理を行う。</p>
畷傍高等学校	12月14日	<p>重要物品にかかる財産調書について</p> <p>重要物品について、会計管理者への報告漏れが認められた。</p> <p>今後、重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(注意事項)</p>	<p>財産調書に記載されていなかった重要物品については、財産調書を作成し、報告期間にすみやかに会計管理者に報告を行う。</p> <p>今後、重要物品等の管理については、複数者で確認を徹底し再発防止を講じ、</p>



			奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に処理するように努める。
大宇陀高等学校	12月14日	<p>通勤手当の支給について</p> <p>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>通勤手当の認定誤りについては、正しく認定し直し、発生した過払い分について、5年間の遡及・戻入処理を行った。</p> <p>今後の認定処理については、より厳密な確認を行い再発防止に努める。</p>
榛生昇陽高等学校	12月14日	<p>通勤手当の支給について</p> <p>通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、2件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>2件の過払い対象者2名に対し、再度通勤届の提出を求め、認定をやり直すとともに、給与管理者に報告の上、過払い分の相殺及び返納について説明し、返納等を完了した。</p> <p>今後の認定事務については、より適正に処理するよう改めた。</p>
王寺工業高等学校	12月14日	<p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品について、会計管理者への報告漏れ及び備品管理簿への記載の不備など不整合が生じている事例が認められた。</p> <p>今後、重要物品の報告及び備品管理簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。</p> <p>(指摘事項)</p>	<p>会計管理者への報告漏れ及び備品管理簿への記載の不備については、会計管理者へ訂正の報告をするとともに、備品管理簿の記載の訂正を行い、以後、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、備品の管理を適正に行うよう努める。</p>
香芝高等学校	12月14日	<p>重要物品にかかる財産調書について</p> <p>重要物品にかかる会計管理者への報告について、廃棄済みであるにもかかわらず現存するものとして報告している事例が認められた。</p> <p>すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>財産調書の誤りについては、すみやかに会計管理者に修正報告を行った。</p> <p>今後は、重要物品等の管理については、複数の者による確認を徹底するとともに、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に処理するよう努める。</p>
御所実業高等学校	12月14日	<p>重要物品等の管理について</p> <p>重要物品にかかる会計管理者への報告について、廃棄済みであるにもかかわらず現存するものとして報告している事例が認められた。また、備品の受入手続きを行わないまま、廃棄している備品が認められた。</p> <p>すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>重要物品等の備品管理について科別に一覧表を作成し、備品管理簿と現物確認を適宜行い適正な管理と報告に努める。また、物品の受け入れについては、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な管理を行う。</p>

		<p>住居手当の支給について</p> <p>住居手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>住居手当の誤りについては、すみやかに修正するとともに、過払いについては、平成24年10月給与支払時において適正に処理をした。今後は、より一層慎重な事務処理に努め、認定事務の適性化を図る。</p>
吉野高等学校	12月14日	<p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品である備品3件について、廃棄処分しているにもかかわらず、現存するものとして会計管理者に報告し、備品管理簿に処分した旨の記載もなかった。</p> <p>また、財産調書への金額の記載誤り2件及び備品管理簿への記載漏れ1件が認められた。</p> <p>今後、重要物品の管理については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。(指摘事項)</p> <p>工事にかかる契約金額の変更について</p> <p>工事における設計変更について、当初契約額の30%を超える変更契約を行っている工事が見受けられた。</p> <p>契約額の変更にあたって、土木部においては変更に関する事務の適正化を図るため、「土木事業の設計変更に関する取り扱いについて」により運用されているところであり、貴校においても当初契約と大きく乖離する設計変更となる場合は、契約変更の透明性・公正性の確保の観点から、慎重な対応に努められたい。(意見)</p>	<p>現存しない備品三件については、備品管理簿に廃棄処分とした。備品管理簿に記載漏れとなっていた備品一件については、登録を行った。</p> <p>財産調書への記載誤り(廃棄済掲載三件、金額誤り二件)は、財産調書の報告時に訂正をした。</p> <p>今後、重要物品は定期的に物品を確認し、備品台帳と照合することで、奈良県会計規則及び関係通知に基づく適正な管理に努める。</p> <p>今後、契約額の変更にあたっては、土木部の取り扱いに準じ適正に処理する。</p>
十津川高等学校	9月6日	<p>入学考査料の免除手続きについて</p> <p>平成24年度の入学に係る入学考査料(23年度歳入)について、県教育長からの通知に基づき、紀伊半島大水害の被災者について入学考査料を免除しようとするものであるが、学校長の決裁を得ることなく、申請者に対してただちに免除決定通知書を発行していた事例が認められた。</p> <p>免除の決定は学校長の権限と責任で行うものであるから、今後は適正な手続きをとるべきである。(注意事項)</p> <p>重要物品の管理について</p> <p>重要物品である備品の一部において、備品管理簿に廃棄処分に関しての登載漏れが認められた。すみやかに登</p>	<p>今後は、「奈良県立高等学校等の管理運営に関する規則」等に基づき、適正な手続き等に努める。</p> <p>当該重要物品の廃棄処分については、備品管理簿に登載した。</p>

		載するとともに、今後は適切に管理すべきである。 (注意事項)	今後は、奈良県会計規則に基づき、適正な管理、手続き等に努める。
盲学校	12月14日	重要物品の管理について 重要物品の一部について、廃棄済みであるにもかかわらず現存するものとして、備品管理簿に記載している事例が認められた。 今後、重要物品の備品管理簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (指摘事項)	平成23年度末に当該物品について廃棄の事務手続きを行い、備品管理簿に廃棄の記載を行った。 今後は、奈良県会計規則に基づき、重要物品の適正な管理に努める。
ろう学校	12月14日	重要物品にかかる財産調書について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (注意事項)	当該物品にかかる報告誤りについては、今年度の報告で正しい金額に訂正を行った。 今後は、重要物品に関する調書の記載にあたっては、複数の者により確認するなどチェック体制の充実に努める。
奈良養護学校	12月14日	重要物品にかかる財産調書について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (注意事項)  公有財産の管理について 工作物の取得に伴う公有財産異動等報告書の提出を行わなかったため、総務部長が備える公有財産台帳への登録が漏れているものが認められた。 今後は、奈良県公有財産規則及び関係通知に基づき適正な事務の執行に努められたい。 (注意事項)	重要物品にかかる金額の誤りについては、会計管理者へ訂正報告を行い是正した。今後、2名以上複数のの者で徹底したチェックを行うこととし、誤りが生じないよう適正な事務処理に努める。  工作物の取得については、工事に伴い異動のあった公有財産について調査・確認を行い、台帳を整理のうえ、公有財産異動等報告書により報告を行ったことにより、登録を済ませた。 今後は、工作台帳を適宜整理し、適正な公有財産管理を行うことに努める。
奈良東養護学校	12月14日	重要物品の管理について 重要物品について、会計管理者への報告漏れ、金額の報告誤り及び備品管理簿への記載漏れが認められた。 今後、重要物品の報告及び備品管理簿への記載については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行い、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (指摘事項)  公共料金の資金前渡について 公共料金にかかる資金前渡において	報告漏れの重要物品については、すみやかに会計管理者に訂正報告するとともに、今後は奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正な管理に努める。  公共料金にかかる資金前

		<p>支出すべき日を誤ったことにより他の経費にかかる前渡資金で支払いするなど、不適正な支出事務が認められた。このことは、支払い時におけるチェックが不十分であったことによるものであり、今後は、内部のチェック体制の整備を図り、適正な事務処理に努められたい。 (注意事項)</p>	<p>渡などの支出事務にあたっては、複数の者でチェックするなど体制を整備し、適正な事務処理に努める。</p>
奈良西養護学校	12月14日	<p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品である調理台について、平成20年度に工事の一部として設置していたが、会計管理者に報告されていなかった。 重要物品の報告については、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (注意事項)</p>	<p>財産調書に記載されていなかった重要物品については、財産調書を作成し会計管理者に報告を行った。今後は、重要物品等の管理については、複数の者による確認を徹底するとともに、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に処理するよう努める。</p>
高等養護学校	12月14日	<p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品にかかる会計管理者への報告について、金額を誤って報告した事例が認められた。すみやかに是正するとともに、今後は、複数の者により確認するなど、チェック体制の充実に努めるべきである。 (注意事項) 通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p>	<p>重要物品の報告誤りについては、平成24年度末の報告時に是正するとともに、今後は、複数の職員が確認し、適正な事務処理に努める。  平成24年10月給与で、通勤手当の認定を変更し、過年度の過払い分については、平成24年12月に全額返済済みである。今後は、適正な認定事務に努める。</p>
明日香養護学校	12月14日	<p>通勤手当の支給について 通勤手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。 適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。 (注意事項)</p>	<p>通勤手当の認定誤りについては、認定の変更を行うとともに、過払い分は平成24年9月分給与で調整した。 今後は、より一層慎重な審査に努め、認定事務を適正に行う。</p>
大淀養護学校	12月14日	<p>重要物品にかかる財産調書について 重要物品である備品5件について、会計管理者への報告漏れが認められた。 すみやかに是正するとともに、今後は、奈良県会計規則及び関係通知に基づき適正に行うべきである。 (注意事項)</p> <p>住居手当の支給について</p>	<p>財産調書に記載されていなかった需要物品については、財産調書を作成し会計管理者に報告を行った。 今後は、重要物品等の管理については、複数の者による確認を徹底するとともに、奈良県会計規則及び関係通知に基づき、適正に処理するよう努める。</p>

		<p>住居手当の支給において事務処理を誤ったため、1件の過払いが認められた。</p> <p>適正に処理するとともに、今後の認定事務に留意すべきである。</p> <p>(注意事項)</p>	<p>住居手当の認定誤りによる過払いについては、すみやかに是正するとともに過年度分については平成24年9月4日収納した。</p> <p>今後はより一層、慎重な審査に努め、認定及び支給事務を適正に行う。</p>
--	--	---	--

財政的援助団体等監査（平成24監査年度 第2回分）

部局及び所属名	実施年月日	監 査 結 果	措置の内容
財団法人奈良県食肉公社 (畜産課所管)	平成25年 1月11日	<p>市場施設使用料に係る未収金について</p> <p>市場施設使用料にかかる多額の収入未収金が認められた。</p> <p>食肉会社に対し指導を行い未収金の回収に向け努力され、収入未収金は前年度に比べ減少しているが、新たな未収金の発生防止に努めるとともに、今後一層、食肉会社に対する納付指導を行い、未収金の早期解消に努められたい。(意見)</p>	<p>今後とも、食肉会社の経営状況を注視しながら、未収金を最大限回収し適切な債権管理に努めるよう指導していく。</p>
		<p>奈良県食肉流通センターの改革について</p> <p>奈良県食肉流通センターの設置・運営については、以前より種々検討されてきたところであるが、このたび、平成24年3月に「奈良県食肉流通センター（と畜・市場）改革検討委員会」から改革の方向性について提言が示された。</p> <p>この提言では、センターの今後の運営形態について、と畜業務は「公」による直接運営、市場業務は公的補助を行わない民間の自主運営を基本とし、関係者の主体的な取組みによる効率的で透明性の高いセンター運営が求められている。</p> <p>食肉公社においては、提言内容に即して改革に取り組まれているところであるが、今後とも、取組状況等についての情報提供を行うなど県民への説明責任を果たすとともに、改革の実現に向けて委員会の提言に適切に対応されることが望まれる。(意見)</p>	<p>奈良県食肉流通センターの改革については、改革検討委員会からの提言に基づき定めた「と畜業務」を食肉会社から当公社に移転する方針に沿って、業務運営体制の整備等について県や食肉会社と協議を重ねるなど準備を進め、平成25年4月1日から、「と畜業務」と「市場業務」を分離し、と畜場の名称を「奈良県食肉流通センター」から「奈良県食肉センター」に改称するとともに、食肉公社による「と畜業務」の直接運営を開始したところである。</p> <p>今後、新たな業務運営体制のもとで、県、関係団体と連携・協力しながら、「と畜業務」及び「施設管理業務」の効率的で透明性の高い運営に努めるよう指導していく。</p> <p>一方、市場業務については、民間の自主運営とし、公的補助は行わないこととした。</p>
社会福祉法人奈良県社会福祉事	平成25年 1月18日	<p>利用料収入の未収金について</p> <p>診療会計の利用料収入において、個人未</p>	<p>滞納者に対しては、電話・文</p>

<p>業団 (障害福祉課所管)</p>		<p>収金の増加が認められた。 滞納者に対しては、電話・文書による督促、再来受診時の会計窓口での催告、分割納付による収納相談を行うなど努力されているが、今後も引き続き適正な債権管理及び効果的な方法による未収金の解消に努めるとともに、新たな未収金発生の防止に努められたい。(注意)</p>	<p>書による催促、再来受診時の会計窓口での催告、分割納入による収納相談の実施を徹底するよう指導した。 また、患者、家族に医療費の自己負担軽減にかかる各種医療制度・減額制度の助言・指導を積極的に行い未収金発生の防止に努めるよう指導した。</p>
		<p>薬品等棚卸資産の決算での資産計上について 薬品及び診療材料について、期末に実地棚卸を実施し、期末の在庫を決算で資産に計上していたが、金額に誤りが認められた。 今後は、実地棚卸の結果に基づいて、決算で正確に資産計上されたい。(注意)</p>	<p>経理部門のチェック体制を強化し、正確に資産計上できるよう指導した。</p>
		<p>工事にかかる業者選定について 工事請負契約において、特定の業者からの見積もり徴収による随意契約が散見された。工事請負にかかる業者の選定にあたっては、特定業者に偏らないように検討するとともに、業者選定審査会を開催するなど、業者選定の競争性、公平性、透明性の確保に努められたい。(意見)</p>	<p>工事請負にかかる業者の選定にあたっては、特定業者に偏らないよう、競争性、公平性、透明性を確保しながら、業者選定を行うよう指導した。</p>
<p>奈良県住宅供給公社 (住宅課所管)</p>	<p>平成25年 1月11日</p>	<p>退職給付引当金の計上について 退職給付引当金が、重要な会計方針に則って、計上されていなかった。 適正に処理するとともに、今後の事務処理に留意すべきである。(注意)</p>	<p>重要な会計方針の文言の修正を行い、適正な事務処理に努めるよう指導した。</p>
		<p>郵便切手等交付簿の記載について 郵便切手等交付簿について、前回の監査に引き続き、その受払について取扱責任者等による検印を受けていなかった。 今後は、郵便切手等交付簿の記載を適正に行うべきである。(注意)</p>	<p>郵便切手等交付簿の記載漏れ等がないように、毎月取扱責任者による検収を実施し、適正な管理に努めるよう指導した。</p>
<p>奈良マラソン実行委員会 (スポーツ振興課所管)</p>	<p>平成25年 2月13日</p>	<p>実行委員会会計規程の整備について 実行委員会においては、会計に関する規程として「奈良マラソン実行委員会会計規程」を策定し、平成23年4月1日からこ</p>	<p>実行委員会会計規程の整備について、機動的な調達その他実行委員会方式で運営する特性及</p>

		<p>れを施行されている。しかし、同委員会は県から多額の負担金を受け入れており、公的な観点から、県の会計例規との比較において契約手続き等に検討を要する条項が見受けられた。</p> <p>今後、県の会計例規との整合性にも配慮しながら慎重な検討を行い、規程の整備にすみやかに取り組まれることが望まれる。</p> <p>(意見)</p>	<p>び県の会計例規との整合性にも配慮しながら慎重な検討を行い、規程の整備にすみやかに取り組むよう指導した。</p>
		<p>委託契約の業者選定について</p> <p>委託契約の業者選定において、多額の契約にもかかわらず、選定審査会に諮ることなく、一者による随意契約を行っている事例が複数認められた。</p> <p>契約締結の方法としては入札が原則であり、随意契約は慎重にその採否を検討すべきものである。今後、競争性・透明性・公平性の観点から、入札や企画面の競い合いが充実したプロポーザル方式の実施など、説明責任が十分果たせるような業者選定に取り組むことが望まれる。</p> <p>(意見)</p>	<p>委託契約の業者選定について、機動的な調達その他実行委員会方式で運営する特性に配慮しつつ、競争性・透明性・公平性の観点から、入札、プロポーザル方式の実施等、説明責任が十分果たせるような業者選定に取り組むよう指導した。</p>
<p>株式会社東急コミュニティ 関西事業部 (住宅課所管)</p>	<p>平成25年 1月16日</p>	<p>&lt;所管課の住宅課に対する結果&gt;</p> <p>指定管理業務の委託について</p> <p>県営住宅等の指定管理業務のうち、保守管理業務について、指定管理会社内の部門間での取引を第三者への委託として取り扱い、県に報告等されていた。</p> <p>指定管理業務は基本協定書等に沿って運用されているが、業務の第三者への委託にかかる現行の取扱いについては、その妥当性の再検証が必要と考える。</p> <p>今後、第三者への委託について、その定義や取扱いを明確にして、指定管理者と有機的な連携のもと、指定管理業務の実施状況について正確に把握し、県営住宅の適正かつ円滑な管理に努められたい。(意見)</p>	<p>指定管理会社が業務の一部を第三者に委託するにあたり、その委託先を同会社の別部門としていたことは、会計上の観点からも相応しくないと考える。</p> <p>今後、第三者への委託については、指定管理会社(指定管理者が属する会社も含む。)と別の、自らが資本関係上影響力を及ぼさない会社又は組織(同一会社の別部門でないことや親子関係にない会社の場合)と委託契約を締結する場合に限り、第三者委託とする取り扱いを行う。そのため、平成25年4月から県営住宅等の指定管理業務について、改善を指導した。</p>



アスカ美装株式会社 (人権・地域教育課所管)	平成25年 1月18日	支出にかかる事務処理について 指定管理対象施設外である宿泊棟にかかる経費が誤って計上されていた。 今後、支出事務の執行にあたっては、奈良県社会教育センター研修施設(研修棟)の指定管理に関する基本協定書に基づき適正に執行するとともに、決裁過程におけるチェック体制の整備に努めるべきである。 (注意)	平成24年度会計処理において、更正処理を実施した。 今後は、支出事務の執行にあたって、奈良県社会教育センター研修施設(研修棟)の指定管理に関する基本協定書に基づき適正に執行するとともに、管理体制を見直し、万全を期すよう指導した。
		備品台帳について 奈良県社会教育センター研修施設(研修棟)の指定管理に関する基本協定書で備え付けることになっている備品台帳が作成されず、備品の受払い状況の整理がされていなかった。基本協定書に添付されている備品一覧表を備品台帳としていたが、備品台帳は、管理備品の受払等の状況を整理し、備品の適正な管理に供するものであり、必要項目を備えた備品台帳を作成すべきである。 (注意)	基本協定書に添付されている備品一覧表を備品台帳としていたが、平成25年2月に、奈良県社会教育センター職員立会のもと備品の現物確認を行った上で、備品台帳を作成した。 今後は、奈良県社会教育センター研修施設(研修棟)の指定管理に関する基本協定書に基づき、備品の適正管理に努めるよう指導した。